

督促手数料・口座振替不能通知の廃止

● 督促手数料の廃止

伯耆町税条例等の改正により、令和8年4月1日以降に納期が到来する町税・後期高齢者医療保険料等、町の全ての債権について、督促状の送付に係る督促手数料(80円)を廃止します。

なお、各納期限までに納付がなされない場合には、引き続き、法律の定めるところにより督促状を発送します。

【注意】

令和8年3月31日までに納期が到来した税等の督促手数料については、納付が必要です。

また、納付期限を過ぎると、延滞金が加算される場合がありますのでご注意ください。



● 口座振替不能通知の廃止

令和8年度から下記の税目等について口座振替ができなかった場合に、納付書とともに送付していた口座振替不能通知を廃止します。

口座振替が不能とならないよう、振替日の前日までに預貯金残高の確認をお願いします。

残高不足等により口座振替できなかった場合は、下記担当課へお問い合わせいただくか、納期限後おおむね20日後に送付される納付書付き督促状で納めてください。

※廃止となる税目等

- ・個人住民税
- ・固定資産税
- ・後期高齢者医療保険料
- ・軽自動車税
- ・国民健康保険税



問い合わせ先

住民課 税務室
健康対策課 健康増進室
(後期高齢者医療保険料)

0859-68-3114

0859-68-5536



▲伯耆町
ホームページ

障害者手帳などをお持ちの人へ 軽自動車税の減免



障害者手帳などの交付を受けた人や、障がい者用に改造された軽自動車を所有している人は、申請をすると軽自動車税が減免されます。対象者は、期限内に窓口で申請をしてください。

対象者 次のいずれかに当てはまる人

- ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている人
(障がいの程度によっては対象外になる場合があります)
- ・障がいの程度がAまたは重度の療育手帳の交付を受けている人
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人
- ・車いすの昇降装置など、障がい者用に改造された軽自動車を所有する人
- ・心身に障がい等のある人と生計を一にする人

※障がい等のある人の生計同一者(家族等)が軽自動車を所有する場合は、減免対象となります(専ら障がい者等の移動のために使用する場合に限り)。

※所有者は車検証に記載されている「所有者の氏名又は名称」欄をご確認ください。

申請に必要なもの

- ①運転免許証
- ②車検証 ※電子車検証の場合は「自動車検査証記録事項」の写し
- ③認印 ※自署の場合は不要
- ④障害者手帳等

申請期限 5月25日(月)

申請窓口 住民課、分庁総合窓口課



問い合わせ先

住民課 税務室

0859-68-3114



▲伯耆町
ホームページ